

アナログ規制の見直し ～地方公共団体向け基本資料集～

デジタル庁 戦略・組織G
デジタル改革企画（法制・制度）

はじめに

- この資料は、地方公共団体でアナログ規制の見直しを担当する職員に向けて、「そもそもアナログ規制とは何か」や「国におけるこれまでの取組」など、アナログ規制の見直しに係る取組を進めていただく上で基本となる情報をまとめた資料です。
- 本資料を通じて、まずはアナログ規制見直しの取組全般に関する解像度を高めていただくとともに、その必要性や重要性をご理解いただき、各地方公共団体において取組を開始するきっかけとしていただけますと大変幸いです。
- 本資料をご確認いただき、実際に取組を進めていただく中で、**ご質問やご懸念がございましたら、以下の連絡先まで遠慮なくご連絡いただけますと幸いです。**
[デジタル庁 戦略・組織G 地方アナログ規制見直し促進班 \(rincho-local@digital.go.jp\)](mailto:rincho-local@digital.go.jp)
- デジタル技術を最大限に活用できる環境を整備するため、デジタル庁が提供する支援も活用いただきながら、アナログ規制見直しに取り組んでいただけますと幸いです。

目次

1. 「アナログ規制」とは (P3～)
2. 国におけるアナログ規制見直しの取組 (P10～)
3. 地方公共団体におけるアナログ規制見直しの取組 (P16～)

1. 「アナログ規制」とは

2. 国におけるアナログ規制見直しの取組

3. 地方公共団体におけるアナログ規制見直しの取組

アナログ規制見直しの取組について

「アナログ規制」とは

- 「アナログ規制」とは、法律・条例をはじめとする我が国の社会制度やルールで規定される、人の目による確認、現地での調査、書面での掲示など、アナログ的な手法を前提とする古い規制のこと（「デジタル原則」に適合しない規制）。
- 国においては、「目視規制」や「常駐・専任規制」など7項目の規制を代表的なアナログ規制と整理した他、フロッピーディスク等の記録媒体を指定する規定についても、アナログ規制として取り上げ。
- 地方公共団体においては、住民に直接サービスを提供する主体であるため、これらに加えて、申請等の場面において、「書面規制」や「対面規制」などのアナログ的な行為を求める規制が多く存在しているという特徴がある。

見直しの必要性

- 昨今、テクノロジーの進展のスピードは目覚ましいが、その価値を様々な分野で最大限活用していくためには、デジタル技術の実装を阻み、社会のデジタル化阻害の一因となっているアナログ規制を見直し、テクノロジーの進展に適応したレギュレーション環境を整備していくことが重要。
- こうした取組を通じて、規定上はいつでもデジタル技術の活用が可能な環境を整備することで、社会のデジタル化を推進し、生産性の向上・人手不足の解消・経済成長等を図る。



取組の開始

- 「アナログ規制」の見直しを含む真の構造改革により、日本社会全体の仕様をモデルチェンジする必要があるとの認識の下、2021（令和3）年11月に「デジタル臨時行政調査会」を設置。
- 同調査会で、デジタル改革・規制改革・行政改革の共通指針として、「構造改革のためのデジタル原則」（デジタル原則）を策定し、規制見直しに向けた取組を進めることとした。

（注）デジタル臨時行政調査会は、2023（令和5）年10月に廃止。

アナログ規制見直しの取組の全体像

規制

国

デジタル庁

- デジタル臨時行政調査会（2021年11月設置）
- デジタル原則（2021年12月決定）
- 一括見直しプラン（2022年6月決定）
- デジタル規制改革推進の一括法（2023年6月成立）

法令・告示通達見直し
【集中改革期間（当初3年→2年）】

引き続き
フォローアップ

デジタル
法制審査

見直しが必要な条項について
ほぼ見直し完了

見直し
未了

新たな
アナログ
規制

規制所管省庁

マニュアル等
取組支援

地方公共団体(1,788団体)

- 急速な人口減少・人手不足
 - 地域機能維持・強化の必要性
 - 国の法令等ではなく条例等に基づくアナログ規制も多い
- ※アナログ規制見直しは各団体の自主的な取組

- 取組の更なる加速が必要不可欠

地方公共団体に対する
取組支援を大幅に強化
(2024年11月～)

技術

技術検証等を通じ整備

テクノロジーマップ
技術カタログ

技術保有事業者

「規制の見直し」と「技術の進展」の好循環

デジタル実装を通じた利便性向上・人手不足の解消・経済成長・地方創生

構造改革のためのデジタル原則

我が国のデジタル改革、規制改革、行政改革に共通する「実現すべき改革の方向性」を5つの原則として示したものの。

第7層 新たな価値の創出	改革を通じて実現すべき価値 (デジタル社会を形成するための基本原則：①オープン・透明 ②公平・倫理 ③安全・安心 ④継続・安定・強靱 ⑤社会課題の解決 ⑥迅速・柔軟 ⑦包摂・多様性 ⑧浸透 ⑨新たな価値の創造 ⑩飛躍・国際貢献)	
アーキテクチャ	構造改革のためのデジタル原則	
第6層 業務改革・BPR/組織	原則① デジタル完結・自動化原則	書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること。国・地方公共団体を挙げてデジタルシフトへの組織文化作りと具体的対応を進めること。
第5層 ルール	原則② アジャイルガバナンス原則 (機動的で柔軟なガバナンス)	一律かつ硬直的な事前規制ではなく、リスクベースで性能等を規定して達成に向けた民間の創意工夫を尊重するとともに、データに基づくEBPMを徹底し、機動的・柔軟で継続的な改善を可能とすること。データを活用して政策の点検と見直しをスピーディに繰り返す、機動的な政策形成を可能とすること。
第4層 利活用環境	原則③ 官民連携原則 (GtoBtoCモデル)	公共サービスを提供する際に民間企業のUI・UXを活用するなど、ユーザー目線で、ベンチャーなど民間の力を最大化する新たな官民連携を可能とすること。
第3層 連携基盤	原則④ 相互運用性確保原則	官民で適切にデータを共有し、世界最高水準のサービスを享受できるよう、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消し、システム間の相互運用性を確保すること。
第2層 データ	原則⑤ 共通基盤利用原則	ID、ベースレジストリ等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割りで独自仕様のシステムを構築するのではなく、官民で広くデジタル共通基盤を利用するとともに、調達仕様の標準化・共通化を進めること。
第1層 インフラ		

アナログ規制の分類

- 国においては、以下の7項目を代表的なアナログ規制と整理したほか、フロッピーディスク等の記録媒体を指定する規制についてもアナログ規制として取り上げ、デジタル原則への適合性の確認を実施
- これらはいくまで代表的なものであり、特に地方公共団体においては、住民に直接行政サービスを提供する主体であることから、アナログ的な行為を求める規制（「書面規制」や「対面規制」など）についても積極的に見直していくことが重要

【代表的なアナログ規制である7項目】

目視規制	人が現地に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、目視によって判定すること（検査・点検）や、実態・動向などを目視によって明確化すること（調査）、人・機関の行為が遵守すべき義務に違反していないかどうかや設備・施設の状態等について、一定期間、常時注目すること（巡視・見張り）を求めている規制
実地監査規制	人が現場に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、書類・建物等を確認することによって判定することを求めている規制
定期検査・点検規制	施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、一定の期間に一定の頻度で判定すること（第三者検査・自主検査）や、実態・動向・量等を、一定の期間に一定の頻度で明確化すること（調査・測定）を求めている規制
常駐・専任規制	（物理的に）常に事業所や現場に留まることや、職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任にあたること（1人1現場の紐付け等）を求めている規制
対面講習規制	国家資格等の講習をオンラインではなく対面で行うことを求めている規制
書面掲示規制	国家資格等、公的な証明書等を対面確認や紙発行で、特定の場所に掲示することを求めている規制
往訪閲覧・縦覧規制	申請に応じて、又は申請によらず公的情報を閲覧・縦覧させるもののうち、公的機関等への訪問が必要とされている規制
フロッピーディスク等の記録媒体を指定する規制	申請等の行政手続や民間手続、文書の作成・保存等において、「フレキシブルディスク」「シーディー・ロム」「磁気テープ」等、個別（具体）の記録媒体の使用を定めている規定

フェーズ (簡略版)

規制区分	PHASE 1 (アナログ規制存置)	PHASE 2 (技術活用・過渡期)	PHASE 3 (デジタル完結・撤廃)
共通整理	【アナログ義務・代替手段不明確】	【情報収集の遠隔化・人による評価】	【情報判断の自動化・無人化】
①目視 ②実地監査	<ul style="list-style-type: none"> 法令等で「目視」「巡視」「見張人配置」等を規定 法令等により「目視等」「見張り」と規定されているが、代替手段が不明確 	<ul style="list-style-type: none"> ドローン、カメラ、センサ等による情報収集の遠隔化 最終判断・評価は人が実施 	<ul style="list-style-type: none"> AI等による判断の精緻化 人の介在を要さない自動化・無人化
共通整理	【アナログ規制存置】	【デジタル技術の許容】	【規制の全部撤廃】
③定期検査・点検	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な検査や人の常駐・専任を法令等で義務付け 	<ul style="list-style-type: none"> 遠隔管理・点検を許容 	<ul style="list-style-type: none"> 常時監視等による定期概念の撤廃
④常駐専任		<ul style="list-style-type: none"> IoT、常時監視等の活用を許容 	<ul style="list-style-type: none"> 常駐・専任義務の撤廃
共通整理	【アナログ規制存置】	【デジタル技術の許容】	【デジタル完結】
⑤対面講習	<ul style="list-style-type: none"> 対面での講習受講を規定 デジタル手段の可否が不明確 	<ul style="list-style-type: none"> オンライン講習を可とする 受講申込のオンライン化 受講票・修了証のデジタル発行 	<ul style="list-style-type: none"> 申込から受講、修了証発行までのデジタル完結を基本とする
⑥書面掲示	<ul style="list-style-type: none"> 書面の物理的掲示、現地往訪を義務付け 	<ul style="list-style-type: none"> アナログ手段に加えて、デジタル・オンライン手段の併用を許容 	<ul style="list-style-type: none"> 掲示等のデジタル完結を基本とする
⑦往訪問覧・縦覧規制		<ul style="list-style-type: none"> 閲覧情報のデジタル化を可とする 申請等のオンライン手続を可とする インターネット閲覧を可とする 	<ul style="list-style-type: none"> 申請・閲覧等のデジタル完結を基本とする 縦覧等のデジタル完結を基本とする

(地方公共団体から見た) アナログ規制見直しの効果

住民

【利便性の向上、コストの削減】

＜例①＞申請や情報閲覧のオンライン化（書面規制、往訪閲覧・縦覧規制の見直し）

- ・オンライン申請やインターネットによる情報閲覧の実現により、**時間や場所を問わず** 手続や情報閲覧が可能となり、利便性が向上。
- ・また、これらのために**行政機関等の窓口へ赴く必要がなくなり**、**移動時間や交通費の削減**にも寄与。

＜例②＞講習のオンライン化（対面講習規制の見直し）

- ・インターネットやオンライン会議システムによる受講の実現により、**場所を問わず** 講習の受講が可能となり、利便性が向上。
- ・また、講習会場へ赴く必要がなくなり、受講者（住民）の**移動時間や交通費の削減**にも寄与。

行政

【業務負担の軽減、コストの削減】

＜例＞事務処理のオンライン化（書面規制、往訪閲覧・縦覧規制、対面講習規制の見直し）

- ・インターネット等を活用したオンラインでの事務処理の実現により、**窓口対応時間の縮減**や**対面実施のための業務の削減**に寄与。
- ・また、ペーパーレス化の推進により**印刷代や郵送料の削減**にも寄与。

【人手不足の解消、コストの削減】

＜例＞設備等の点検・管理の遠隔化（目視規制、定期検査・点検規制の見直し）

- ・ドローンやオンライン会議システムを活用した遠隔点検・遠隔管理の実現により**点検業務が効率化**され、**検査時間・人員の縮減**や**コスト（委託費等）の削減**に寄与。

事業者

【働き方の選択肢の拡大、人手不足の解消】

＜例＞技術活用による業務の合理化（常駐・専任規制の見直し）

- ・オンライン会議システム等を活用した遠隔管理の実現により、施設や事業所における**管理業務が兼任が可能**となるなど、**働き方の選択肢の拡大**や**人手不足の解消**に寄与。

【生産性の向上】

＜例＞規制の合理化（定期検査・点検規制の見直し）

- ・定期的・硬直的な対応を求めていた規制の見直しにより、“利用の都度”あるいは“適宜”などの柔軟な対応が可能となり、**定期的な対応に費やしていたリソースを他業務に費やすこと**で**生産性が向上**。

1. 「アナログ規制」とは

2. 国におけるアナログ規制見直しの取組

3. 地方公共団体におけるアナログ規制見直しの取組

アナログ規制の見直しに係る取組の経緯

2021（令和3）年11月	デジタル臨時行政調査会 設置 <ul style="list-style-type: none">➤ デジタル改革、規制改革、行政改革に係る横断的課題を一体的に検討・実行
2021（令和3）年12月	「構造改革のためのデジタル原則」（通称「デジタル原則」）決定 <ul style="list-style-type: none">➤ デジタル社会の実現に向けた、デジタル・規制・行政の全ての改革の共通指針
2022（令和4）年6月	「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（通称「一括見直しプラン」）決定 <ul style="list-style-type: none">➤ 2022（令和4）年7月から2025（令和7）年6月までの3年間を集中改革期間と設定➤ 代表的なアナログ規制である7項目を中心としたアナログ規制の点検・見直しや、地方公共団体における取組支援、テクノロジーマップの整備等の取組方針を明示
2022（令和4）年10月	第5回デジタル臨時行政調査会において、 集中改革期間を1年前倒し、2024（令和6）年6月までとすることを表明
2022（令和4）年12月	「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」決定
2023（令和5）年5月	「デジタル原則を踏まえたアナログ規制（通知・通達等）の見直し方針」決定
2023（令和5）年6月	「デジタル規制改革推進の一括法」（通称「一括法」）成立（令和5年法律第63号） <ul style="list-style-type: none">➤ 書面掲示・フロッピーディスクについて、法改正が必要なものを一括で改正
2023（令和5）年5月 ～2024（令和6）年6月	規制の見直し完了時期に応じてフォローアップを実施・結果を公表
2024（令和6）年6月	集中改革期間の終期、 フォローアップを実施し結果を同年9月に公表
2024（令和6）年11月	<u>地方公共団体に対する総合的な支援メニューを整備し、支援を強化</u>

デジタル規制改革推進の一括法について

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（2023（令和5）年6月公布）

趣旨

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(※)を踏まえ、**デジタル技術の進展を踏まえたその効果的な活用のための規制の見直しを推進**するため、①デジタル社会形成基本法、②デジタル手続法、③アナログ規制を定める個別法の改正を行う。

(※)「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(2022（令和4）年6月 デジタル臨時行政調査会決定)

- 代表的なアナログ規制7項目の見直し（①目視、②定期検査・点検、③実地監査、④常駐・専任、⑤書面掲示、⑥対面講習、⑦往訪閲覧・縦覧）
- フロッピーディスク等の記録媒体を用いる申請・届出等のオンライン化

改正のポイント

- I **将来にわたってデジタル技術の進展等を踏まえた規制の見直しが自律的かつ継続的に行われることを担保**するため、**見直しの基本方針や具体的な施策**について定める。
- II **一括見直しプランに基づくアナログ規制の見直し**を実現するため、①**書面掲示規制** (※) 及び②**フロッピーディスク等**の記録媒体に係る規制について改正を行う。

(※) 7項目の規制の大部分は、政省令改正等により、法改正を要することなく見直しの実現が可能。法改正を行うものは、書面掲示規制が中心。

デジタル技術の進展等を踏まえた自律的・継続的な規制の見直しの推進に係る改正

デジタル社会形成基本法の改正

デジタル規制改革を国の基本方針として法定し、デジタル法制局のプロセス(※1)に関連する規定を措置

※1 新規法令等のデジタル原則適合性を確認するプロセス

国の基本方針として、デジタル技術の進展等を踏まえたデジタル技術の効果的な活用が規制により妨げられないようにするために必要な措置が講じられなければならないことを定めるとともに、当該見直しを重点計画の記載事項に位置付け。
(本改正により、規制見直しの方向性を明確に定め、デジタル法制局のプロセス等を重点計画に明記)

デジタル手続法の改正

デジタル技術の効果的な活用、テクノロジーマップ(※2)の公表・活用に関連する規定を措置

※2 デジタル技術と規制の見直し事項の対応関係を示したマップ

- ・ 国は、デジタル技術の進展等を踏まえ、デジタル技術を効果的に活用することができるようにするため、必要な施策を講じなければならないこととする(地方公共団体は国に準じた努力義務)。
- ・ 内閣総理大臣(デジタル庁)は、規制の見直しに資する技術に関する情報(テクノロジーマップ等)について公表することとするともに、国の行政機関等は当該情報を活用するよう努めなければならないこととする。

(テクノロジーマップのイメージ)



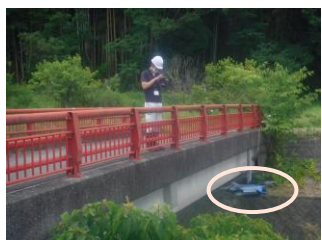
国のアナログ規制見直しによる地方など現場業務の効率化・高度化等への期待①

地域インフラ点検へのデジタル技術活用

国交省

■人口減少の中でも地域機能を担うインフラを維持・強化していく必要。こうした観点からも、インフラ点検業務についてドローンやリモート等の活用を可能にするよう見直し。

- 道路橋梁点検
- 水管橋点検
- 給水装置点検



▲千葉県君津市の導入事例



▲大阪府豊中市の導入事例



▲茨城県水戸市の導入事例

建築・建設関係業務へのデジタル技術活用

国交省

■法に基づく建築・建設関係業務について、デジタルの活用や運用の合理化に向けて見直し。

- 建築物の完成検査等についてリモート実施が可能である旨明確化し、実施する際の「運用指針」を策定・周知。
- 建築士名簿などについてインターネット閲覧を可能に。
- 一定以上の建設工事現場では現場ごとに専任していた主任技術者等について、一定要件の下、兼任を可能に。



◀ 完成検査等のリモート実施イメージ (国交省HP)

産業廃棄物処理施設検査等のオンライン化

環境省

■産業廃棄物施設の検査等について、電磁的記録による情報確認、オンライン会議システム等を用いた確認、情報通信機器を使用して業者への管理体制の聴取を行うことなどが可能である点を明確化。

- 一部の都道府県では、オンライン会議システムやウェアラブルカメラ等を活用したオンラインによる検査・現場確認も許容するよう運用を見直し。



▲埼玉県の導入事例

道路台帳情報閲覧のオンライン化

国交省

■道路管理者（地方公共団体）における道路台帳等の閲覧について、役所窓口での紙図面により実施していたが、インターネット等によることも可能である点を明確化。

- 一部地方公共団体では道路台帳情報のオンライン閲覧を導入。役所窓口への来訪が不要になり、図面のダウンロードによって印刷の実費負担がなくなるなど住民の利便性向上を実現。



▲従来の窓口での閲覧 (福井県福井市役所)



▲福井県福井市の導入事例 (ふくいマップ)

条例公布時の首長署名電子化・公布オンライン化

総務省

■各地方公共団体では、地方自治法に基づき定められる「公告式条例」の「市役所前・支所前の掲示板に掲げる」との規定により、物理的な書面で条例の公布を行うことが多いが、一部地方公共団体ではオンラインによる公布を可能にする条例改正を実施。

■第15次地方分権一括法により、条例公布時における首長の署名の方法に電子署名が追加され、条例の公布手続きがデジタルで完結。



◀ 市役所前の掲示板のイメージ

農業分野への衛星画像活用

農水省

■人手不足の深刻な農業分野における業務へのデジタル化の推進のため、人の目や現地確認が前提とされていた業務についてデジタルが活用可能である点を明確化。

➢ 一部地方公共団体では、作付面積等の確認事務や農地利用状況調査などに衛星画像を導入し調査員等の負担軽減や経費削減を実現。



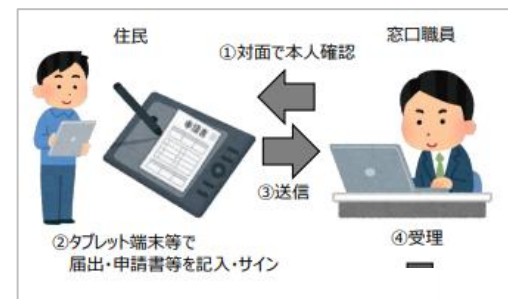
▲福島県南相馬市では、従前目視で行っていた作付面積等の確認に衛星画像を導入。対象業務拡大に向け実証実験中。

住基法に基づく届出等へのタブレット端末活用

総務省

■住民基本台帳法に基づく届出・申請等については、対面で本人確認を行った上で、窓口のタブレット端末等を使用し、電子ペンによるサインを付して行うことが可能である旨を明確化する等の省令改正を実施。

■住民基本台帳等に係る届出・申請等は、デジタル行政推進法に基づき、書類を電子的に保存することが可能である点を明確化。



排水設備工事責任技術者の専任規制緩和

国交省

■排水設備工事責任技術者を指定工事店の営業所ごとに専属させる規制を廃し、同一都道府県内の複数営業所を兼任することを妨げない旨を明示。

➢ 上記見直しを踏まえて、多くの地方公共団体で下水道条例等の改正が行われ、責任技術者の柔軟な選任が可能な環境が整備。

規制見直しを踏まえたデジタル実装のためのテクノロジーマップ・技術カタログ等の活用

○ 規制の見直しからデジタル実装まで（下記例ご参照）には次のような課題が存在し、自律的な実装を促進するための環境整備が必要。

- ・ 活用可能な技術に関する知見不足（地方公共団体、規制対象者、規制所管主体など）
- ・ 規制見直しの詳細に関する情報不足（技術保有事業者など）

国による規制見直しの例

- 「水管橋の定期点検」について、国（厚労省※）の規則（省令）等において、目視等により点検を実施することを前提
 - 令和3年に発生した和歌山県和歌山市における水管橋崩落事故を受け、国において、規則を改正するとともに、点検ガイドラインや通知において、ドローン等の新技術の積極的な活用を推奨
- ※ 令和6年度に国交省に移管

地方公共団体におけるデジタル実装の例

- 国の見直しを受けて、複数の地方公共団体において、水管橋点検にドローン等を導入
- 導入の効果
 - ドローン等の技術の活用により、目視では発見できなかった劣化・損傷を発見できるようになるなど点検精度が向上
 - 足場の設営が不要になるなど点検作業の効率化も実現



（出典：豊中市HP）

規制見直しをデジタル実装につなげるための情報発信・環境整備

テクノロジーマップ

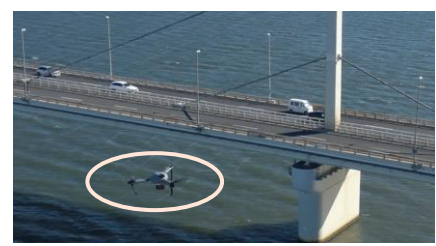
アナログ規制の見直しに活用しうる技術を把握できるよう、規制を類型化し、規制の類型と技術の対応関係を整理

判断・対応内容	管理対象(例)	Input		Process			Output
		データ取得機能	セキュリティ・トラスト機能	データ伝送機能	認識機能	判断機能	自律機能
自然・環境・土地利用	屋外環境、都市ネットワーク	カメラ、各種センサー類等	IoT/IDID	無線LAN、Bluetooth、衛星通信、5G	物体認識・物体検出AI	経路最適化・故障予測AI	リアルタイムモニタリング・緊急通報
人工物・建築物・モビリティ	設備・機器、生活用品等	無人航空機・ドローン	データ暗号化、プライバシーテック(PETS)	クラウドストレージ	文章解析AI	自動制御・モニタリング	デジタルサイネージ、スマートグラフ、オンライン証明書
生活品、食品、家畜等	生活品、食品、家畜等	オンライン会議、電子台帳	本人認証、電子透かし、NFT	街路照明	点群データ解析、デジタルサイン	生成AI(画像・動画・文章)	遠隔制御
人の行動、身体の状態等	人の行為・行動、身体の状態等	各種センサー類			音声文字変換		
組織・事業者の活動	組織・事業者の活動	各種センサー類					
行政手続き・市民サービス	行政手続き・市民サービス	各種センサー類					

技術カタログ

技術検証結果等も踏まえ、アナログ規制の見直しに活用しうる、具体的な製品・サービス情報を整理

- 例) 目視等による施工・経年劣化・安全措置対策状況等確認のデジタル化を実現する製品・サービス
- [橋梁点検ソリューション](#)
 - [自律型ドローンを用いたインフラ点検支援サービス](#)



Reg Techコミュニティ

規制の見直しに活用可能な技術等の提案、検討等を促進し、規制所管主体・技術保有事業者・規制対象者をつなぐ

デジタル庁

アナログ規制の見直しで新たな経済成長を。

RegTechコミュニティ開始とユーザー募集のお知らせ

デジタル庁では、技術を活用したアナログ規制の見直しを進めております。アナログ規制の見直しにあたっては、多くのステークホルダー間での情報共有や連携などのつながりが求められるため、関係者の意見交換や情報共有を目的とした「RegTechコミュニティ」を開始することといたしました。皆様からのたくさんのお申し込みをお待ちしております。

1. 「アナログ規制」とは

2. 国におけるアナログ規制見直しの取組

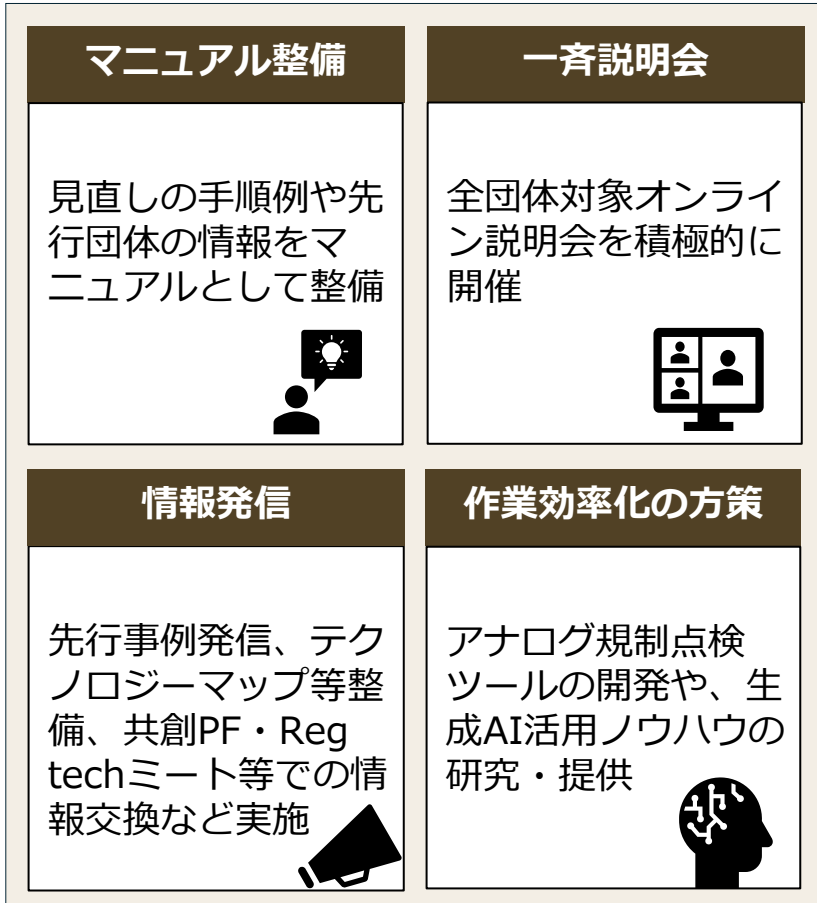
3. 地方公共団体におけるアナログ規制見直しの取組

地方公共団体のアナログ規制見直しの取組に対する支援（全体像）

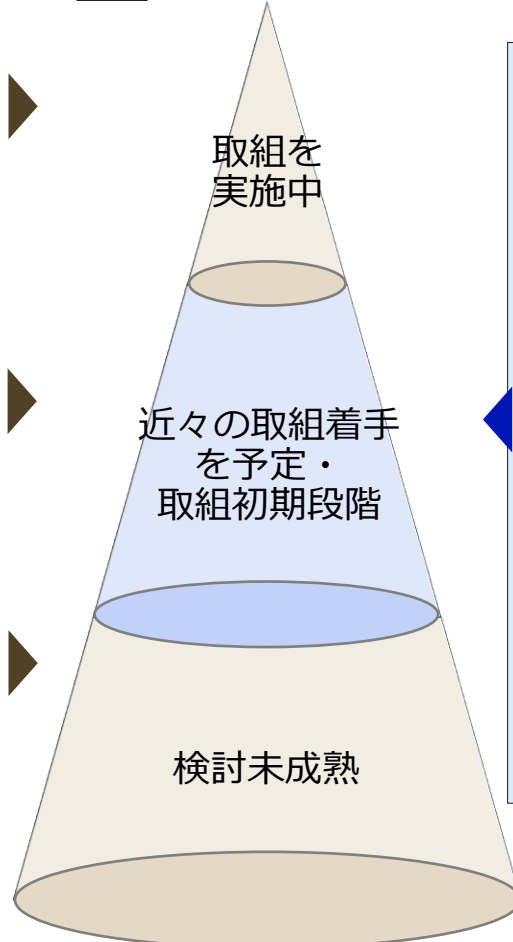
- 人口減少著しい地方でこそデジタル化は不可欠であり、その前提としてアナログ規制見直しに取り組むことは重要。
- デジタル庁としては、令和8年度末までに見直しに着手した団体が全団体の過半数になることを目指し、地方公共団体向け各種支援（一般型支援・個別型支援）を大幅に強化し取組を促進。地方公共団体におかれては、早期に着手いただき、デジタル庁からの手厚い取組支援を活用しながら効率的に見直しを進められたい。取組支援の強化を踏まえ、見直しに着手する団体は着実に増加（取組状況調査結果）。

一般型支援

全団体が活用可能な支援を継続的かつ積極的に提供

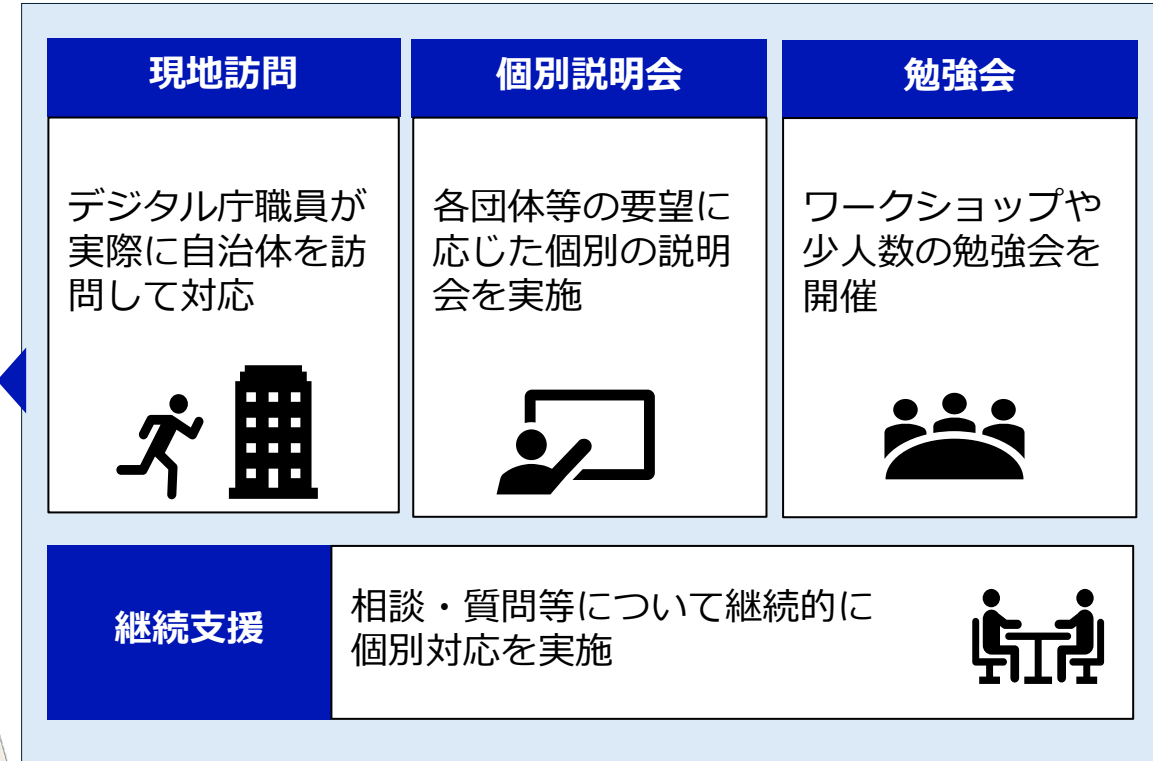


地方公共団体



個別型支援

公募に応じた対象団体に担当デジタル庁職員が伴走支援を提供



【参考】地方公共団体におけるアナログ規制見直しの重要性に係る法令

- 国民の利便性の向上及び行政運営の改善を図るという観点から、**デジタル社会形成基本法第三十七条**において**情報通信技術の効果的な活用を妨げられないようにするために必要な措置が講じられなければならないこと**、また、**情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（デジタル行政手続法）第二十一条**において**国及び地方公共団体が情報通信技術を効果的に活用するために必要な施策が講じられなければならないこと**がそれぞれ規定。
- こうした観点からも、地方公共団体においてアナログ規制の見直しは重要な取組である。

○ デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）

第三十七条 デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、**最新の情報通信技術の活用により国民の利便性の向上及び行政運営の改善を図る観点から**、国、地方公共団体及び事業者の業務の処理について、これに関連する規制により**情報通信技術の進展の状況を踏まえたその効果的な活用が妨げられないようにする**ために必要な措置が講じられなければならない。

○ 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）

第二十一条 国は、情報通信技術の進展の状況を踏まえ、手続等並びにこれに関連する行政機関等の事務及び民間事業者の業務の処理において、**国民の利便性の向上及び行政運営の改善を図る観点から情報通信技術を効果的に活用することができるようにするため**、必要な施策を講じなければならない。

2 地方公共団体は、国が前項の規定に基づき講ずる施策に準じて、条例又は規則に基づく手続並びにこれに関連する行政機関等の事務及び民間事業者の業務の処理において、国民の利便性の向上及び行政運営の改善を図る観点から情報通信技術を効果的に活用することができるようにするため、必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

デジタル規制改革推進の一括法について

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（2023（令和5）年6月公布）

趣旨

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」^(※)を踏まえ、**デジタル技術の進展を踏まえたその効果的な活用のための規制の見直しを推進**するため、①デジタル社会形成基本法、②デジタル手続法、③アナログ規制を定める個別法の改正を行う。
※「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(2022（令和4）年6月 デジタル臨時行政調査会決定)
➤ 代表的なアナログ規制7項目の見直し（①目視、②定期検査・点検、③実地監査、④常駐・専任、⑤書面掲示、⑥対面講習、⑦往訪閲覧・縦覧）
➤ フロピーディスク等の記録媒体を用いる申請・届出等のオンライン化

改正のポイント

- I 将来にわたってデジタル技術の進展等を踏まえた規制の見直しが**自律的かつ継続的**に行われることを担保するため、見直しの基本方針や具体的な施策について定める。
- II **一括見直しプランに基づくアナログ規制の見直し**を実現するため、①**書面掲示規制**^(※)及び②**フロピーディスク等の記録媒体に係る規制**について改正を行う。

(※) 7項目の規制の大部分は、政省令改正等により、法改正を要することなく見直しの実現が可能。法改正を行うものは、書面掲示規制が中心。

デジタル技術の進展等を踏まえた自律的・継続的な規制の見直しの推進に係る改正

デジタル社会形成基本法の改正	デジタル技術の進展等を踏まえた自律的・継続的な規制の見直しの推進に係る改正
デジタル規制改革を国の基本方針として法定し、デジタル法制局のプロセス ^(※1) に関連する規定を措置	(デジタル社会形成基本法) ① 新規法令等のデジタル取組適合性を確認するプロセス 国の基本方針として、デジタル技術の進展等を踏まえたデジタル技術の効果的な活用が規制により妨げられないようにするために必要な措置が講じられなければならないことを定めるとともに、当該見直しを重点計画の記載事項に位置付け。 (本改正により、規制見直しの方向性を明確に定め、デジタル法制局のプロセス等を重点計画に明記)
デジタル技術の効果的な活用、テクノロジーマップ ^(※2) の公表・活用に関連する規定を措置	(テクノロジーマップのイメージ) ② デジタル技術と規制の見直し事項の対応関係を示したマップ ・国は、デジタル技術の進展等を踏まえ、デジタル技術を効果的に活用することができるようにするため、必要な施策を講じなければならないこととする。 （地方公共団体は国に準じた努力義務） 。 ・内閣総理大臣（デジタル庁）は、規制の見直しに資する技術に関する情報（テクノロジーマップ）について公表することとする。国は、国の行政機関等は当該情報を活用するよう努めなければならないこととする。

【参考】本基本資料集P12「デジタル規則改革推進の一括法について」

「アナログ規制」の見直しを通じた地方公共団体によるテクノロジーの活用事例

国の法令等の見直しを踏まえた事例

道路橋梁点検へのドローン活用

千葉県君津市

- 近接目視による実施を求めていた道路橋の定期点検について、国（国交省）が点検要領を改訂し、**デジタル技術の活用が可能**に
- 国の見直しを受けて、**道路橋点検にドローンを導入**
 - ドローン技術の活用により、点検に係る**事業者への委託費の削減や点検時間の短縮が実現**
 - 点検の際に行っていた交通規制が不要となり、**住民の利便性向上を実現**



農作物の作付確認への衛星画像活用

福島県南相馬市

- 目視による現地確認を前提としていた農作物の作付面積等の確認について、国（農水省）が通知を改正し、**デジタル技術の活用が可能であることを明確化**
- 国の見直しを受けて、**作付確認に衛星データやAIを活用**
 - 衛星データの活用により、農作物の生育状況に応じた適切な時期における確認が可能となり、**確認の精度が向上**
 - 現地確認の回数・対象面積が減少し、**調査員の負担軽減・業務効率化に寄与**



自治体独自の規制の見直しを踏まえた事例

産後ケア事業のオンライン申請化

福岡県古賀市

- 産後ケアの利用申請において、書面・対面での対応を前提としていた要綱を見直し、**オンライン申請を可能**に
- 従来、窓口で原本を提示していた母子手帳も、**スマホで撮影して画像添付することが可能**に
 - 出産後の心身の状態が回復していない**産婦の窓口来庁に伴う負担軽減を実現**
 - 見直し後は、**ほぼ全ての申請でオンラインが利用されている**



介護認定審査会のウェブ開催化

沖縄県糸満市

- 介護認定審査会について、参集・対面による開催を前提としていた要綱を見直し、**オンライン開催を可能**に
- 従来、市役所への参集を求めて対面実施しており、**審査委員の移動による負担が生じていた審査会について、自宅や職場からのオンライン参加が可能**に
 - 移動時間が削減され、**審査会委員（医療・福祉従事者等）の負担の軽減を実現**



「地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル【第3.1版】」の概要

本マニュアルの経緯・構成

- デジタル庁では、地方公共団体のアナログ規制見直しの自主的な取組を支援するため、2022年11月の初版策定。その後、国や全国の地方公共団体における取組の進展等を踏まえ、内容の更新や地方公共団体向けの情報の大幅な充実などを内容とする改訂を重ね、現在【第3.1版】として公表。
- 第一章で国の法令等に係る取組の概要を紹介したのち、第二章において地方公共団体の条例等に係るアナログ規制の点検・見直しについて詳解。具体的には、国や既に取組を進めている先行団体の事例等を基に、地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直し手順例をStep 1～Step 5のプロセスに整理。各Stepについて、先行事例や取り組む際の考え方・論点例などを豊富に掲載しながら解説（※）。

※本マニュアルで示す点検・見直しの手順はあくまで一例であり、実際の取組に当たっては、各団体の実情を踏まえて必要な修正を行いつつ、活用されたい。

地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直し手順例

Step 1

組織の意思統一・推進体制の構築

- 規制の点検・見直しの推進には、**庁内全体の意思統一**や**前向きな機運の醸成が重要**。
- 点検・見直し方針の策定や規制所管部門等との調整を行う**推進部門を指定し、幹部も巻き込みながら全庁的な協力体制を構築**。
- 初期段階から**法規部門との連携・協力体制を構築**することも効果的。

Step 2

点検・見直し方針の策定

- 国の取組や規制所管部門の意見を踏まえ、推進部門において**点検・見直し方針を策定**。
- <点検・見直し方針の内容例>
- ・目的・趣旨
 - ・推進体制
 - ・デジタル原則への適合性を点検する条例等の範囲
 - ・スケジュール
 - ・推進部門と規制所管部門の役割分担 など

Step 3

規制の洗い出しとPHASEの当てはめ

- 推進部門は、**キーワード検索による規制の洗い出し**を実施してリストアップし、規制所管部門に照会。丁寧に説明を行いながら取組を推進。
- 規制所管部門は、**現在PHASE、規制根拠の分類等**を入力し、推進部門へ回答。
- 推進部門は、規制所管部門の回答を**取りまとめ、一覧化**。

Step 4

見直しの方向性等の検討

- 推進部門と規制所管部門の連携の下、**見直し後のPHASEや見直しの方向性（条文改正、運用変更等）、見直し完了時期等を検討**。
- 推進部門は、必要に応じてヒアリング等を行いながら内容を精査し、**見直しの方向性等を確定**。
- 確定した見直しの方向性等は工程表等の形で取りまとめ、必要に応じ各団体のHP等で公表。

Step 5

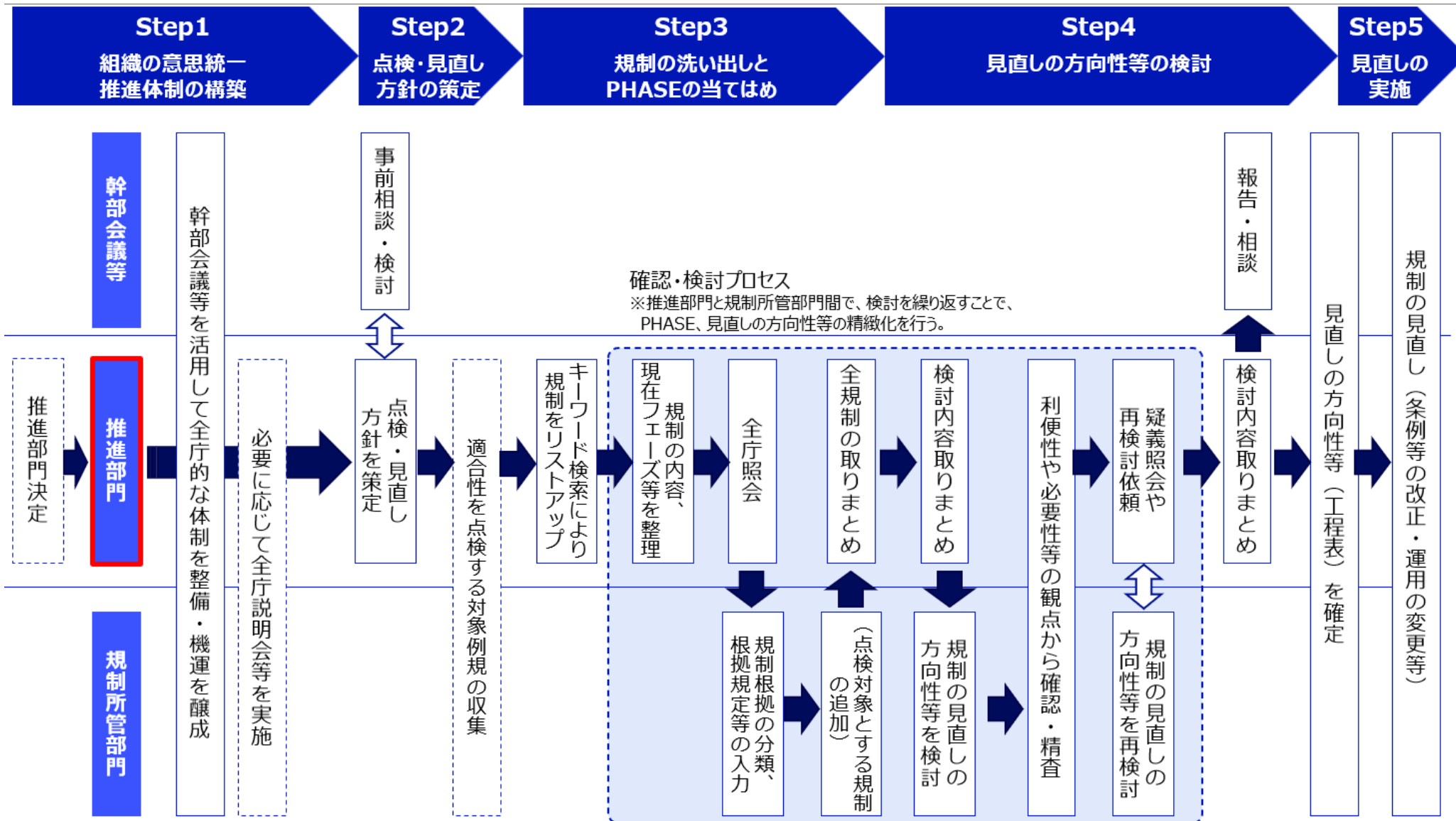
見直しの実施

- 規制所管部門は、見直しを要する規制について、確定した見直しの方向性に基づき、**条例等の条文改正、運用変更等の必要な見直し**を行う。
- 推進部門は、**定期的に見直し状況のフォローアップ**を行うなど必要な進捗管理を実施。

地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しプロセスの例

【デジタル原則への適合性の点検・見直しプロセスのイメージ】

- 「地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル」において、地方公共団体における点検・見直しプロセスの一例を掲載
- この例にとらわれず、地方公共団体ごとの状況に応じた体制と方法で取組を進めることが重要



「地方公共団体における
アナログ規制の点検・
見直しマニュアル」より
抜粋

地方公共団体向けアナログ規制点検ツールα版

- デジタル庁では、地方公共団体が、所管する条例等からアナログ規制に該当する条項をキーワード検索で洗い出す作業（デジタル庁マニュアル中「Step 3」の一部に当たる作業）を自動で実施するツールとして、エクセルマクロを使った「アナログ規制点検ツール」を開発・提供。
- 令和7年度、地方公共団体からの要望が大きいこと等を踏まえ、地方公共団体の実務に則した機能実装等を実施。2025年6～8月にプロトタイプ版を全国の団体に提供し、フィードバックを踏まえた改良を行った上で、「地方公共団体向けアナログ規制点検ツールα版」として同年9月に公開。

【点検ツール本体画面】

点検対象例規ファイルが格納されたフォルダを指定し点検開始

- 特徴**
- ・複数の例規ファイルを一括点検可能
 - ・リッチテキスト形式のファイルに対応

地方公共団体向けアナログ規制点検ツールα版
Developed and maintained by the Digital Agency, Japan ver.1.0.0

事前作業
「キーワードリスト」シートに点検対象のキーワードを設定します。キーワードの設定方法は「本ツールに関する留意事項」シートをご参照ください。

① 条文ファイル点検
フォルダを指定してフォルダ内のリッチテキストファイル、ワードファイルを対象に条文を抽出してキーワード検索を行い、点検リストを作成します。（進捗状況を右下のステータスバーに表示します）

条文ファイル点検（一括実行）

② 点検リスト出力
点検リストをExcelファイルとして出力し保存します。
※先に①条文ファイル点検を実行してください。

点検リスト出力

点検結果クリア
本Excel内の作業データをクリアします。

点検結果クリア

ツールの動作設定

条例名の取得位置

- ファイル内の1行目（デフォルト）
- ファイル内の2行目
- ファイル名

条文抽出シートのキーワード着色

- 着色する（デフォルト）
- 着色しない（キーワード検索の速度が向上します）

点検リストへのコピー方法

- 規制区分ごとに行を分割する（デフォルト）
- 規制区分ごとに行を分割しない

点検フォルダ	対象ファイル数	エラー件数

対象ファイル	条文数	エラー内容

【条文抽出シート】

対象例規ファイルから条文を抽出しキーワード検索した結果を表示

- 特徴**
- ・マニュアル記載のキーワードを網羅的に事前設定
 - ・規制区分ごとに違う色で表示

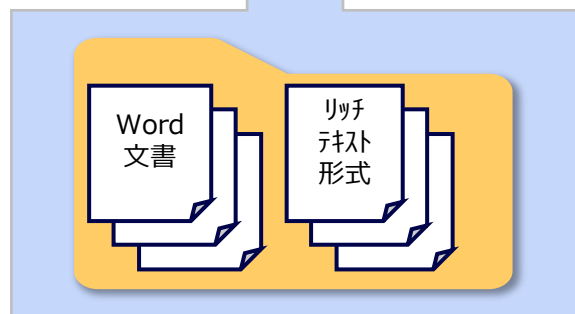
条例名	条番号	条文	ファイルパス (D列を選択するとWordファイルを開きます)	目視	実地 監査	定期 検査・ 点検	常駐・ 専任	対面 講習	書面 提示	往訪・ 閲覧 縦覧	F D 等	総 ヒ ツ 数
（箇地の使用） 明治二十九年法律第八十九号	第二百九条	土地の所有者は、次に掲げる目的のために、隣地を使用することができる。ただし、住家については、その居住者の承諾がない限り「立ち入る」とはできない。 一 境界又はその付近における隣地、建物その他の工作物の築造、取去又は修繕 二 境界線の調査又は境界に関する測量 三 第二百三十三条第三項の規定による枝の切取り 四 前項の場合には、使用の日時、場所及び方法は、隣地の所有者及び隣地を管理している者（以下この条において「隣地使用者」という。）のために侵害が最も少ないものを選ばなければならない。ただし、あらかじめ「通知」することをもって足りる。 五 第一項の規定により隣地を使用する者は、あらかじめ、その旨に「通知」しなければならない。ただし、あらかじめ「通知」することをもって足りる。 六 第一項の場合において、隣地の所有者又は隣地使用者が侵害を受けたときは、その償金を請求することができる。	C:\Users\Y****	2	0	1	0	0	0	0	0	3

【様式例シート】

規制所管部署が検討するための「様式例」に結果を自動転記

アナログ規制点検・見直し対象リスト様式例

No.	所管部署	担当	規制区分	条例名称 / 条番号	条文/ 規制事項	条文/ 規制内容	経過法令等名/ 備考（調査済否）/ 備考2	担当部署	検討状況 の把握
33	総務		明治二十九年法律第八十九号	第二百九条	土地の所有者は、次に掲げる目的のために、隣地を使用することができる。ただし、住家については、その居住者の承諾がなければ、立ち入ることではない。 一 境界又はその付近における隣地、建物その他の工作物の築造、取去又は修繕 二 境界線の調査又は境界に関する測量 三 第二百三十三条第三項の規定による枝の切取り 四 前項の場合には、使用の日時、場所及び方法は、隣地の所有者及び隣地を管理している者（以下この条において「隣地使用者」という。）のために侵害が最も少ないものを選ばなければならない。ただし、あらかじめ「通知」することをもって足りる。 五 第一項の規定により隣地を使用する者は、あらかじめ、その旨に「通知」しなければならない。ただし、あらかじめ「通知」することをもって足りる。 六 第一項の場合において、隣地の所有者又は隣地使用者が侵害を受けたときは、その償金を請求することができる。				
34	総務課長・部長		明治二十九年法律第八十九号	第二百九条	土地の所有者は、次に掲げる目的のために、隣地を使用することができる。ただし、住家については、その居住者の承諾がなければ、立ち入ることではない。 一 境界又はその付近における隣地、建物その他の工作物の築造、取去又は修繕 二 境界線の調査又は境界に関する測量 三 第二百三十三条第三項の規定による枝の切取り 四 前項の場合には、使用の日時、場所及び方法は、隣地の所有者及び隣地を管理している者（以下この条において「隣地使用者」という。）のために侵害が最も少ないものを選ばなければならない。ただし、あらかじめ「通知」することをもって足りる。 五 第一項の規定により隣地を使用する者は、あらかじめ、その旨に「通知」しなければならない。ただし、あらかじめ「通知」することをもって足りる。 六 第一項の場合において、隣地の所有者又は隣地使用者が侵害を受けたときは、その償金を請求することができる。				



「地方公共団体向けアナログ規制点検ツールα版」のダウンロードは[こちら](#)

地方公共団体の皆様からいただく「よくある『疑問』と『誤解』」①

Q1 取組に着手しようにも、どこから手をつければいいのか分からない

まずは、デジタル庁が作成した「地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル【第3.0版】」に掲載されている手順等を参考に、取組着手に向けた組織内の検討を開始していただければと思います。

このマニュアルは、国の法令等の点検・見直しの考え方や手法、既に取り組を進めている先行団体の取組・規制の洗い出し事例を紹介するとともに、地方公共団体が規制の点検・見直しに取り組むに当たって、適当と考えられる推進体制や作業手順の例を示したものです。本マニュアルを活用しながら取組を進める地方公共団体の多くから「使いやすい」との評価をいただいております、これから取組に着手する団体におかれましては、取組の全体像を把握する上でも非常に始めやすいスタートラインだと思っております。

Q2 アナログ規制が含まれているかどうか、あらゆる分野について全ての規制を悉皆的に点検する必要があるのか

アナログ規制の見直しはあくまでも各団体の自主的な取組であり、点検・見直しについても、必ずしも全ての行政分野を網羅的に行う必要はなく、各団体の優先順位に基づきその範囲を決定することが適切であると考えています。

例えば、まずは特に行政ニーズが高い分野・手続から取組を開始する、という進め方も考えられます。全庁的な検討体制を構築した上で、どのような進め方が最も自団体にとって適切であるかについて、議論いただければと思います。

Q3 アナログ規制の見直しはデジタル的な手段のみを許容する規定とすることが必要なのか

アナログ規制の見直しは、必ずしもデジタル技術による代替手段のみを許容する規定や行政事務を求めるものではなく、実務上そうした対応が不適であると判断した場合などには、デジタル技術による代替手段に加えてアナログ的な手法を存置することも十分に考えられ、実際、先行事例の多くがそうした対応をとっています。

アナログ規制の見直しは、デジタル技術の活用による不安を覚える方々に対して、その活用を強制する取組ではありませんので、ご安心ください。

地方公共団体の皆様からいただく「よくある『疑問』と『誤解』」②

Q4 アナログ規制の見直しは全て「条例」改正を行う必要があるのか

見直しの手法は条例改正に限られません。 国の見直しや、取組が先行する地方公共団体の事例においても、法律・条例や省府令・規則などアナログ規制を規定する条文自体の改正を行うことなく、「通知」の発出などによりデジタル技術が利用可能である点を明確化する形で対応している例も多く、実務実態や規制全体の趣旨・目的などを踏まえて個別に見直しの方向性が決定されています。

また、条例改正を行う場合にも、個別条例の条項を改正する手法も、もちろんある一方で、いわゆる「束ね改正」（複数の条例等を一括して同趣旨の動機に基づき改正する場合に、これらを一本の条例として改正を行うもの）や「通則条例（いわゆる「デジタル手続条例」など、特定の規制を有する条例等に係る特例を定める条例）」により一括的に対応する事例も見られ、地方公共団体ごとの状況に応じて様々な手法が考えられます。

Q5 取組期限（規制の見直し期限）は定められているか

地方公共団体のアナログ規制の見直しはあくまで各団体の自主的な取組であり、デジタル庁として「期限」や国のような「集中改革期間」などを設ける予定は現時点ではありません。

しかしながら、特に地方において人口減少が急速に進展する中、限られた人的資源を有効活用し、住民の暮らしに密接に関連した行政サービスをはじめとした地域の社会機能を将来にわたり維持・強化していく観点からは、地方でこそ、デジタル技術を最大限に活用することが重要であり、そのためには必要不可欠な取組であると考えておりますので、是非とも積極的な取組をお願いします。

Q6 条例等を見直す際には、国の法令等を見直しでいうところのPHASE3への見直しが必要なのか

Phaseの考え方は、各規制の現在と目指すべき状態を把握するための指標であり、アナログ規制の見直しは必ずしもPhase3への移行だけを意味するものではありません。 各規制に係る実務実態等を踏まえながら、適切な見直しのあり方を各団体の判断で行っていただくことが適切であると考えています。